



トリアル
和歌山市
活動費支援金



和歌山市お試し体験！3泊4日以上
※企業によるワーケーションは2泊3日以上

交通費・宿泊費・施設利用料

最大 **30,000** 円交付
実支出額の2分の1に相当する額（100円未満切捨）

交付申請期限
令和7年2月14日（金）



支援対象（個人）

次に挙げる4つが支援対象活動です

1. 和歌山市内事業所で就業体験
2. 和歌山市内で出店することを目的にお試し出店
3. 市立小学校・中学校でのトリアルスクール（住所を変更せずに転校を行う）を主とする学校体験
4. お試し居住施設の利用による居住体験

支援対象（企業）

企業構成員に和歌山市でワーケーションをさせる活動 ※上限5人まで



温暖で海・山・川。まちなかから車で30分圏内ですべて楽しめる和歌山市では、ワーケーションがおすすめ！地域との交流や普段コミュニケーションを取らない部署のメンバーとのチームビルディングにも役立つ体験もできますよ！



上：まちなかの空き店舗を活用して試験的に出店する和歌山市主催のイベント「まちどり」の様子 右：お試し居住施設

お問合せ・事前相談は和歌山市移住定住戦略課まで

〒640-8511和歌山市七番丁23番地

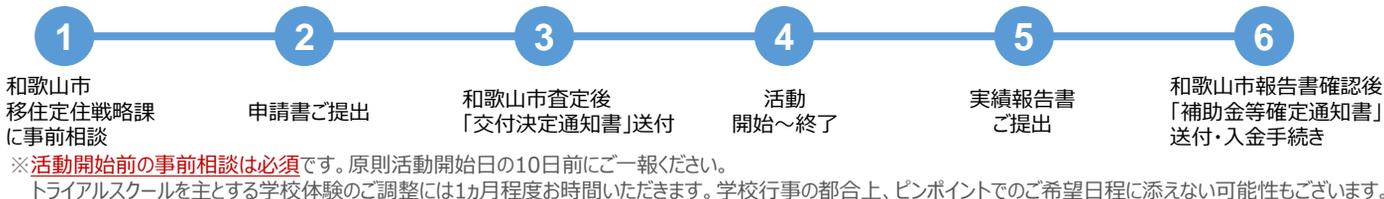
TEL:073-435-1013 FAX:073-435-1254 E-MAIL:ijuteiju@city.wakayama.lg.jp

詳細・申請書のダウンロードはこちらから



トライアル和歌山市活動費支援金は、主に都市部から和歌山市への移住促進及び関係人口創出を図るため、「トライアル和歌山市活動費支援金交付要綱」に基づき、和歌山市で仕事、居住及び学校生活の体験を行う方や、和歌山市内で滞在してテレワーク等を活用し、ワーケーションを就業者に実施させる企業に対し、活動に係る経費の一部を予算の範囲内において交付します。

トライアル和歌山市活動費支援金交付までのフロー



支援対象者

支援対象個人

支援対象個人は、次の各号のすべてに該当する者とします。

1. 申請日に和歌山県内に居住していないこと。
2. 和歌山市への移住を検討しており、移住した場合には就業・起業の意思があること。
3. **3泊4日以上**和歌山市に滞在すること。
4. 次に掲げる活動のいずれかを実施すること。
 - i. 本市企業または個人事業主の元で行う就業体験
 - ii. 本市に出店することを目的に、一時的に店舗を出店する
 - iii. 市立小学校・中学校でのトライアルスクール（住所を変更せずに転校を行う）を主とする学校体験
 - iv. お試し居住施設を利用し居住体験を行う
※「就業体験」はインターンシップ等、労働の対価を伴わないものと位置付けます。
5. 下記の事項のいずれにも該当しないこと。
 - i. 和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
 - ii. 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなくなるまでの者
 - iii. 前号に定める活動に対して、この要綱による支援金以外に市からの補助金等の交付を受けている者又は受ける予定がある者

支援対象企業

支援対象企業は、次の1、2のいずれかに該当しかつ、3及び4に該当するものとします。

1. 本店又は主たる事務所、支店、営業所等の企業活動の拠点が和歌山県内にない。
2. 市内に支店又は営業所がある場合は、滞在中に市内の支店又は営業所で主たる業務を行わないこと。
3. 企業の構成員に本市の区域内でワーケーションを実施させ、連続して**2泊3日以上**、和歌山市に滞在すること。
4. 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
 - i. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ii. 破産手続開始の決定を受けた者（復権を受けた個人を除く）
 - iii. 前号に定める活動に対して、この要綱による支援金以外の補助金等の交付を受けている者又は受ける予定がある者消費税、所得税又は法人税について滞納がある者
 - iv. 消費税、所得税又は法人税について滞納がある者
 - v. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあつた者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けていない者

支援金の額（補助率）

支援対象経費の2分の1（上限額設定あり）

支援対象経費

支援対象経費は、支援対象活動の実施に直接必要な経費で、居住地から和歌山市内までの交通費、宿泊費及び施設利用料とします。

※「交通費」はご自宅から市内滞在施設までの公共交通機関と市内の駅から滞在施設までのタクシーのご利用費用を指します。レンタカーのご利用には適用できません。

※「施設利用料」の対象施設は市内コワーキングスペース等就業に係る施設を指します。観光関連施設には適用できません。ご了承ください。

※**実績報告時**には、領収書や電子マネーの利用履歴等のご提出が必要

対象の活動内容	支援金の額
和歌山市内事業所で就業体験を行う場合	
和歌山市内で出店することを目的にお試しで店舗出店する場合	30,000円
トライアルスクールを主とする学校体験を行う場合	30,000円 保護者が同行する場合、活動を実施する子とは別に、保護者（上限2人/60,000円まで）を加算。
お試し居住施設を利用する場合	30,000円 同一世帯員がある場合は、30,000円に同一世帯員数を乗じて得た額を加算
企業によるワーケーション(支援対象企業)	30,000円(上限5名/150,000円) ※2泊3日の場合は1人あたり20,000円

交付条件

補助金の交付の決定をする場合、目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項について条件を付します。

1. 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。※「市長が別に定める軽微な変更」がある場合は、支援対象経費の20パーセント以内の減額とします。
2. 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
3. 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
4. 体験終了後、30日以内に実績報告を行うこと。※令和7年2月中の体験の場合のみ、同月末日までに実績報告を行うこと。

お問合せ・事前相談は和歌山市移住定住戦略課まで

〒640-8511和歌山市七番丁23番地

TEL:073-435-1013 FAX:073-435-1254 E-MAIL:ijuteiju@city.wakayama.lg.jp

詳細・申請書の
ダウンロードはこちらから

